

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾手続きについて

八尾市

1 対象

本市が発注する工事請負契約で、出来高が2分の1以上のもの（複数年度工事にあつては、最終年度であつて、かつ年度内に終了が見込まれる工事又は債権譲渡の承諾申請時点において次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事を対象）

2 債権譲渡の承諾依頼に必要なもの

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1） 3通
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書（様式2）の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（様式3） 1通
- (4) 債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書（発行日から3カ月以内のもの） 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務づけられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
 - ・約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示してください。
- (6) （一財）建設業振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1通
- (7) 債権譲受人の債権者登録申請書 1通

3 債権譲渡の承諾依頼の提出先

契約検査課にご持参ください。

4 ご注意

- (1) 債権譲渡の承諾依頼を提出されるまでに「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱基準」をよくお読みください。
- (2) 承諾まで2週間程度かかりますので、余裕をもって依頼してください。
- (3) 承諾以降、債権譲渡人と債権譲受人は、前金払、中間前金払及び部分払（会計年度末における部分払を除く。）を請求できなくなります。

5 その他

- (1) 債権譲渡の承諾依頼を提出されるまでに、地域建設業経営強化融資制度の内容をよく熟知しておいてください。
- (2) 地域建設業経営強化融資制度の内容については、本制度に係る融資を実施している事業協同組合等若しくは保証事業会社にお問い合わせください。

なお、承諾依頼に関することは、融資を実施している事業協同組合等や契約検査課にお問合せください。

- (3) 本制度の趣旨に鑑み、下請負人等への支払に支障をきたさないように留意してください。また、下請契約に関する建設業法等関係諸法令及び建設工事に従事する労働者に関する労働基準法等労働関係諸法令等を遵守し、適正な工事施工をしてください。
- (4) 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱については、国土交通省に準じて令和8年3月31日までを運用の期限としています。

6 債権譲渡承諾後の処理

- (1) 債権譲渡人と債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式6）を提出してください。
- (2) 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、審議官通知記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出してください。
- (3) 債権譲受人が出来高確認を行うにあたり現場確認の必要がある場合には、出来高確認協力依頼書（様式5）を提出してください。
- (4) 債権譲渡受人が、工事請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは下記の書類を添付して工事請負代金請求書を提出してください。
 - ・ 債権譲渡承諾書の写し
 - ・ 債権譲渡契約証書の写し
 - ・ 融資実行報告書の写し